

ウイルス性肝炎患者等に対する医療費助成の拡充等に関する意見書

わが国のウイルス性肝炎の患者・感染者は、B型・C型合わせて350万人以上と推計されており、肝炎が国内最大の感染症となっています。

こうした状況を踏まえ、国は、平成22年1月に、感染被害の拡大を招いたことに対する国の責任と肝炎患者を救済する責務を明記した肝炎対策基本法を施行しました。

しかし、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者は相当数存在します。

更に、ウイルス性肝炎に起因する肝硬変・肝がんの治療費には医療費助成制度がないため、患者の多くは高額な医療費を負担するだけでなく、重い病状から就労不能となり、経済的に困窮した状況に直面しています。

ウイルス性肝炎に起因する肝硬変・肝がんにより、多くの方が亡くなっている深刻な実態の中、医療費助成制度の拡充と生活支援の実現は緊急に取り組むべき課題となっています。

よって、台東区議会は、国に対し、ウイルス性肝炎患者等の実情を鑑み必要な措置を講じるよう、下記事項について強く要望いたします。

- 1 肝硬変・肝がんを含め、ウイルス性肝炎医療に係る医療費の助成制度を拡充すること。
- 2 ウイルス性肝炎患者が迅速な救済を受けられるよう、実効性のある措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年3月26日

台東区議会議長 和 泉 浩 司

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣 あて